

クリーニング所(取次所) のてびき



東京都多摩小平保健所

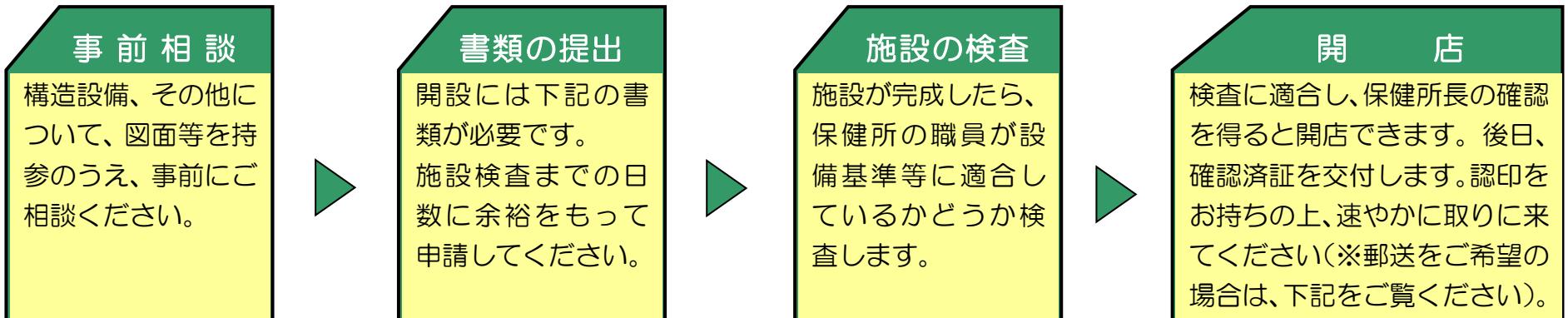
生活環境安全課 環境衛生第一、第二

〒187-0002 東京都小平市花小金井1-31-24

電 話 042(450)3111(代表)

ファックス 042(450)3261

クリーニング所(取次)開設までの手続き



開設時に必要な書類

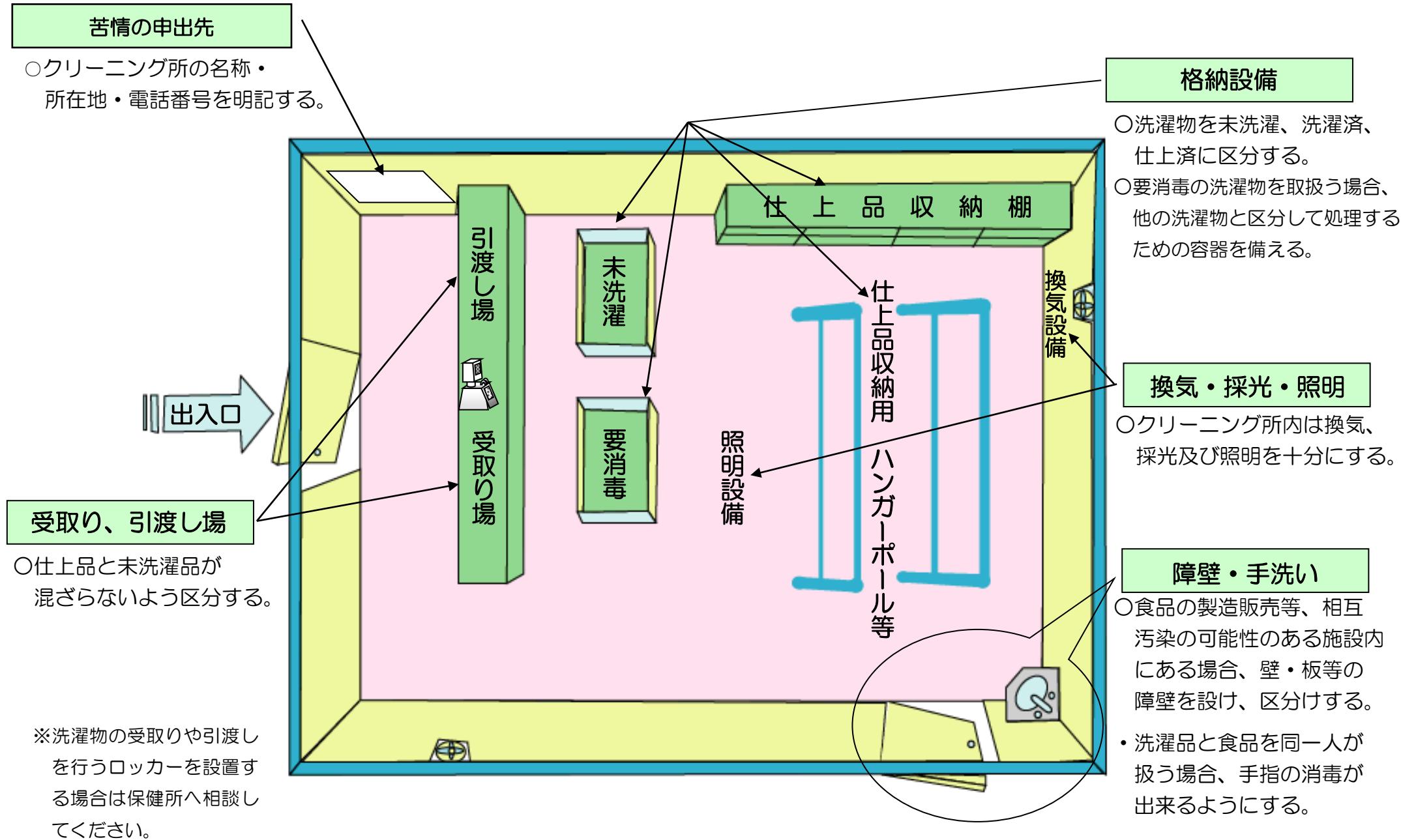
- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図・付近の見取図
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6ヶ月以内）（原本提示）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円／対面受取りとなります）をご用意ください。

※ 無店舗取次店は営業地ごとに、管轄する保健所へ届出が必要です。詳しくは保健所までご相談ください。

(例) クリーニング所（取次）構造設備概要



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・開設者を変更する（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・施設を移転する（仮店舗も含む）
- ・施設を大規模に増改築する
- ・施設を建て替える 等

必要書類

* 「開設までの手続き」をご覧ください。

※事業譲渡に伴い開設者を変更する場合、必要書類の一部を省略できることがあります。詳しくは保健所へ相談してください。

◆ 変更届

- ・法人代表者を変更した
- ・施設を小規模に増改築した
- ・種別を変更した（取次→一般）

・クリーニング師を変更した

等

届出事項が変わったときには変更届が必要になります。

届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要などとなります。

* 施設や種別の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等)

◆ 承継届

- ・開設者（個人）が死亡し、相続をした
- ・法人が合併・分割した

必要書類（個人の場合）

- * 承継届
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
又は、法定相続情報一覧図の写し
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹
被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

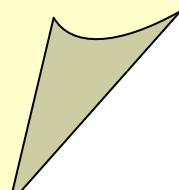
◆ 廃止届

- ・営業をやめた 等

必要書類

- * 廃止届（廃止した後の提出となります）

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。



クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と仕上済の洗濯物の区別	受渡し場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区分する。
要消毒洗濯物	専用の容器を備え、他の洗濯物と明確に区分する。
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none">利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示及び書面の配布）する。洗濯物を受け取るときは、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none">クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、開設の日から1年以内に講習を受けさせる（以降は3年に1回）。クリーニング師は全員、業務に従事した後1年以内に研修を受ける（以降は3年に1回）。なお、研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とみなす。<div style="text-align: center; margin-left: 20px;"><p>公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表）</p></div>従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。